

レセ電通信調 24006 号
平成 24 年 4 月 24 日

レセプト電算処理システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会レセプト電算部

在宅患者調剤加算及び在宅基幹薬局においてサポート薬局実施分の
在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定する場合等の記録方法について

このことについては、平成 24 年 4 月調剤報酬改定等に伴い、下記のとおりとなりますのでお知らせします。

記

- 1 在宅患者調剤加算に係る記録方法（詳細は、別添をご参照ください。）
 - (1) 在宅患者調剤加算は、加算料に規定される調剤行為ですが、電子レセプトの作成においては、基本料・薬学管理料レコードの基本料加算に記録します。
 - (2) 在宅患者調剤加算を算定した際の時間外加算等は、調剤基本料に係る時間外加算等として、調剤基本料、基準調剤加算、後発医薬品調剤体制加算及び在宅患者調剤加算を合算して算出した点数を記録します。
- 2 在宅基幹薬局において在宅患者訪問薬剤管理指導料等のみを算定する場合の記録方法
 - (1) サポート薬局が当月に調剤及び訪問薬剤管理指導を行った場合
基本料・薬学管理料レコードの「処方せん受付回」を「0」とし、「薬学管理料」に記録します。
また、別に記載要領に定める必要事項については、摘要欄レコードに記録します。
 - (2) サポート薬局が前月に調剤を行い、当月に訪問薬剤管理指導を行った場合
基本料・薬学管理料レコードの「摘要薬学管理料」に記録し、「前回調剤年月日」及び「前回調剤数量」を併せて記録します。
また、別に記載要領に定める必要事項については、摘要欄レコードに記録します。
- 3 高額療養費の現物給付化に伴う「低所得」又は「低所得」に該当する患者の場合の記録方法
レセプト共通レコードの「一部負担金区分」に、一部負担金区分コードを記録します。
なお、摘要欄レコードに、「低所得」及び「低所得」を記録する必要はありません。

